

手続にはマイナンバーが必要です!



# マイナンバーカード をご用意ください!

就学支援金の制度の手続において、保護者等全員のマイナンバー(個人番号)を準備していただく必要があります。  
※マイナンバーカードの発行については、お住いの市区町村へお問合せください。

## マイナンバーカード

マイナンバーカードはプラスチック製ICチップ付きカードです。券面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されています。

### 見本<表>



### 見本<裏>



## 個人住民税の課税状況を確認しておいてください!



個人住民税の申告を行っていない場合(給与と所得のみの場合を除く。)所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。  
市区町村において、必ず**事前に申告**をお願いします。

マイナンバーは必ず準備しないとイケないのですか。

答え

マイナンバーにより所得要件を確認するための書類が提出不要となるなど、利便性が向上します。マイナンバーは法律に基づき利用しますので、**原則準備**をお願いします。

マイナンバーはどこで確認できますか。

答え

「マイナンバーカード」、「通知カード」又は「マイナンバー記載の住民票の写し」などで確認することができます。

マイナンバーは何に利用されるのですか。

答え

マイナンバーを利用して、**各市区町村から保護者等の課税状況を取得**し、それを基に就学支援金の受給資格を判定します。

課税情報を確認するには、どうすればよいですか。

答え

課税情報は、マイナンバーカードを利用して**マイナポータルから確認**することができます。税額決定(変更)通知書等には市町村民税の調整控除の額が記載されませんので、マイナポータルからご確認ください。

マイナポータルはどのように利用するのですか。

答え

マイナポータルはこちらからログインできます。



マイナポータル

検索

マイナンバー以外に準備しておくことはありますか。

答え

事前に個人住民税の申告を行ってください。給与と所得のみで支払者が各市区町村へ給与報告している場合を除き、生活保護受給者や前年の収入がない方(控除対象配偶者を除く。)であっても事前の申告が必要です。**税の申告をしていない場合、マイナンバーで所得確認ができません。**